

保護の実施機関 殿

下記「代理納付された金品の返還に関する事項等」欄記載の内容をよく理解し、これらの事項に同意の上、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第21条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

登録事業者住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称

印

記

登録住宅の登録年月日及び登録番号	登録年月日	年 月 日
	登録番号	
通知を行う者の区分	ア 住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員 イ 住宅確保要配慮者居住支援法人 ウ 賃貸住宅管理業者登録規程に基づく登録を受けた賃貸住宅管理業者 エ 住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員が団体である場合、その構成員 オ アからエまでのいずれかに管理を委託する登録事業者	
上記アの場合（上記オの場合を含む。）	所属する住宅確保要配慮者居住支援協議会の名称	
	----- 住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員の氏名又は名称	
上記イの場合（上記オの場合を含む。）	住宅確保要配慮者居住支援法人の名称	
	----- 指定を受けた都道府県	
上記ウの場合（上記オの場合を含む。）	賃貸住宅管理業者の名称	
	----- 賃貸住宅管理業者登録簿の登録番号	
上記エの場合（上記オの場合を含む。）	所属する団体の名称	
	----- 団体の構成員の氏名又は名称	
被保護入居者の氏名及び住所	氏 名	
	住 所	
毎月の家賃等の額	家 賃	円
	共 益 費	円
被保護入居者の	ア 被保護入居者が家賃等の請求に応じない場合	

<p>居住の安定の確保を図る上で支障となる事情</p>	<p>家賃等の納付期限</p> <p>家賃等の督促を行った年月日</p> <p>家賃等の請求に応じない理由</p> <hr/> <p>イ 被保護入居者が家賃等を滞納している場合</p> <p>家賃等の納付期限</p> <p>家賃等の督促を行った年月日</p> <p>家賃等を滞納している理由</p> <hr/> <p>ウ 被保護入居者が家賃等を滞納するおそれが明らかである場合</p> <p>(例1) 登録事業者が管理する他の物件を賃貸していた際に家賃等の滞納があった。</p> <p>(例2) 認知症／心身の障害／高齢等により金銭管理や銀行振込みとった日常生活の営みに困難を感じている様子がみられる。</p> <p>(例3) 過去に家賃等の滞納のため、保護の実施機関の指導により代理納付となっていた旨、申出があった。</p>
<p>代理納付された金品の返還に関する事項等</p>	<p>ア 生活保護法第37条の2に基づき、保護の実施機関により住宅扶助の場合、保護の金①等をも金又は金品に換えて、過分な保護を受けた家賃等の滞納を返還する。</p> <p>イ 生活保護法第37条の2にも基づき、保護の実施機関が住宅扶助の実施機関である場合、住宅扶助の実施機関が保護の金品等を立替として、賃貸人との関係で代理納付を行う場合、代理納付を受ける登録事業者は、代理納付に必要な資料の提供等を行い、円滑な代理納付の実施に協力すること。</p>
<p>その他特記事項</p>	

備考

- 1 用紙の大きさ及びは日本文工業規格A4とするこ
- 2 紙の事業者の居住者及び人名の登録事項を記載するこ
- 3 登録事業者の居住者及び人名の登録事項を記載するこ
- 4 「被保護滞納のおそれがある」と記載すること。氏名も記載すること。支障となる事情」欄には、家賃等を滞納している入居者が家賃等を滞納していること。

- 5 「家賃等の請求に応じない理由」又は「家賃等を滞納している理由」について、被保護入居者から理由の聴取をすることができないときは、その旨を記載すれば足りる。
- 6 住宅扶助のための保護金品等とは、住宅扶助のための保護金品及び生活扶助のための保護金品のうち被保護者が賃借して居住する住宅に係る共益費をいう。
- 7 家賃等とは、家賃、補修その他住宅の維持のために必要な費用又は共益費をいう。